

地方選挙早わかり新旧対照表 (令和4年12月1日 第1版発行版)
(令和7年2月1日 第2版発行増刷版)

【既存の正誤情報】

令和7年4月16日現在

ページ	該当箇所	旧	新
52	(4) 報道評論の表内 ①	一般放送事業者	基幹放送事業者
161 (表内)	選挙運動のために使用する事務員の弁当料欄	場合(126頁参照)は、この報酬額か	場合(130頁参照)は、この弁当料か
	労務者の報酬欄	弁当を提供した場合 (126頁)	弁当を提供した場合 (130頁)

【新たな修正情報】

※特に注釈のないものは令和7年5月2日から施行

ページ	該当箇所	旧	新
46	候補者等ができるもの (上から9行目)	ウ 長さ42cm、幅30cm以内である。 エ 掲示箇所 → エとして記載事項を追記	ウ 長さ42cm、幅30cm以内である。 (※R8.1.1以降は長さ42cm、幅40cm以内) エ 記載事項 ① その表面に、掲示責任者及び印刷者の氏名(名称)及び住所を記載しなければならない。 ② その表面に、公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。 ③ 他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、選挙運動用ポスターとして品位を損なう内容を記載してはならない。 オ 掲示箇所
	候補者等ができるもの (下から4行目)	ウ 長さ42cm、幅30cm以内である。 エ 掲示場所 → エの記載事項を追加	上記ウ・エと同様 オ 掲示場所
58	ポスター 規格 (表の左右とも)	長さ42cm × 幅30cm以内	長さ42cm × 幅30cm以内 (※R8.1.1以降は長さ42cm × 幅40cm以内)
59	禁止されている事項		・ 選挙運動用ポスターにおける営業宣伝
85	ポスターの規格	長さ42cm、幅30cm以内	長さ42cm × 幅30cm以内 (※R8.1.1以降は長さ42cm × 幅40cm以内)
85	共通事項(上から1行目)	・ ポスターには掲示責任者及び印刷者の住所氏名(印刷者が法人のときはその所在地と法人名)を印刷又は記載しなければならない。	・ ポスターには掲示責任者及び印刷者の住所氏名(印刷者が法人のときはその所在地と法人名)を記載するほか、当該候補者の氏名を見やすいように記載しなければならない。
119	上から3行目 (1)の最後の行に追加		なお、令和8年1月1日以降に告示される選挙からは、次の(2)(3)の事項は適用されず、「使用できる車種」は乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満に簡素化された。
185	下から3行目	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 (R7.6.1から)
207	自動車、拡声機 (右の表)	○自動車については車種等の制限あり	○自動車については、乗車定員10人以下、車両総重量3.5トン以下(※R8.1.1以降)
247以降	該当箇所すべて	懲役若しくは禁錮(懲役、禁錮)	「拘禁刑」に読み替える (令和7年6月1日施行の刑法改正に伴う変更)
247以降	該当箇所すべて	禁錮	